

広島市事務事業見直し等検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 社会経済情勢の変化や市民ニーズを踏まえた事務事業の見直し等について外部の視点から幅広く意見を聴くため、広島市事務事業見直し等検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問を受け、次の事項について審議する。

- (1) 年間事業費がおおむね1,000万円以上の事務事業の中から抽出された事務事業の今後のあり方
- (2) 市長が定めた具体的テーマに係る今後の施策の方向性
- (3) 市の事務事業に関し、市民から一定以上の者（おおむね1,000人以上）の意見を集約した具体的提案等があった場合における当該提案等の採否の是非
- (4) その他市長から諮問された事項

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

- 2 委員は、学識経験者及び市民委員の公募に応募した者の中から、市長が依頼する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年以内において市長が定める期間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員の互選により委員長を置く。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員会に副委員長1人を置き、委員長が委員の中から選任する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

(専門委員)

第7条 市長は、専門の事項を審議させるため必要があると認めるときは、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、市長が依頼する。

(関係職員の出席)

第8条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に関係職員の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、企画総務局行政改革推進課において処理する。

(委任規定)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成22年7月1日から施行する。